

議 長 日程第6「報告第2号専決処分の報告について（松田町布設工事監督者の設置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告第2号専決処分の報告について、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町布設工事監督者の設置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。専決処分の理由です。令和6年4月1日より国の機構改革で上水道整備や管理業務の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されています。これに伴い、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定に基づき、専決処分により条例の改正を行いましたので、本臨時会にて報告するものでございます。

2枚おめくりいただき、参考資料、新旧対照表を御覧ください。第4条、水道技術管理者の資格の第1項第6号中、現行の「厚生労働大臣」を改正案の「国土交通大臣及び環境大臣」に定めるものでございます。

恐れ入ります。3枚目、3ページ目の議案本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 これをもちまして、予定しました日程の全てが終了いたしました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございました。

なお、本臨時会終了後に引き続き議会全員協議会を開催いたしますので、議員及び町長ほか関係職員は大会議室に御参集くださるようお願いいたします。

(9時44分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長

署名議員 3 番 吉田 功

署名議員 4 番 中津川 定雄